

令和4年9月12日

令和4年度第6回青森市農業委員会 月例総会議事録

青森市農業委員会

1. 開会年月日 令和4年9月12日（月曜日） 午後1時00分
2. 開会場所 浪岡中央公民館 1階 大ホール
3. 閉会年月日 令和4年9月12日（月曜日） 午後2時02分

4. 議案

- 議案第28号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 議案第29号 農地法第4条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 議案第30号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 議案第31号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第32号 農用地利用集積計画の決定等について（農地中間管理権の取得）
- 報告第16号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の受理について
- 報告第17号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理について
- 報告第18号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 報告第19号 青森市農業委員会非農地証明事務処理規定に基づく非農地証明書の交付について

5. 農業委員出席者の番号及び氏名

1番 秋谷 進	2番 安部 浩一	3番 一戸 昭憲
4番 大柳 建秀	5番 鎌田 清勝	7番 窪寺 洋志
8番 齊藤 光朗	9番 澤田 今日一	10番 堤 武久
13番 中村 美喜雄	14番 成田 貴吉	15番 西澤 清光
16番 野口 友子	17番 福士 修身	18番 安田 昌樹
19番 山田 正樹		

6. 農業委員欠席者の番号及び氏名

6番 工藤 隆志	11番 豊川 明子	12番 長野 英雄
----------	-----------	-----------

7. 会議に従事した職員の職氏名

事務局 長	小笠原 訓史	事務局 次長	工藤 哲也
事務局 分室長	佐藤 保	主 幹	堀内 和之
主 幹	工藤 武	主 事	齊藤 諒
主 事	天内 隆人	専 任 員	木村 浩一

8. 議事の概要

(開会、議事録署名、会期)

(事前に事務局次長から、新型コロナウイルスの対策として農業委員のみの召集とし、農地利用最適化推進委員から意見書の提出がなかった旨を説明)

○議長 (福士修身会長)

それでは、ただ今から、令和4年度第6回青森市農業委員会月例総会を開会します。
これより会議に入りますが、事務局から出席状況の報告を求めます。

○事務局次長

青森市農業委員会農業委員19名中16名が出席しております。
以上です。

○議長 (福士修身会長)

ただいま、事務局から報告がありましたとおり過半数以上の委員が出席しておりますので、本総会は成立いたします。

あらかじめ皆様にはお願いしますが、コロナ対策のため、発言の際は、起立はせずに、挙手のうえ、議席番号及び氏名を告げて、議長の許可を得てからとなりますので、よろしくお願ひいたします。また、議事録作成のため、録音しておりますので、発言の際はマイクを受け取ってから発言くださるようお願いいたします。

続きまして、議事録署名者を指名いたします。4番大柳建秀委員、5番鎌田清勝委員の両委員を指名したいと思います、これにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長 (福士修身会長)

ご異議なしと認め、両委員にお願いします。

引き続き会期を定めます。会期は、本日1日と決することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長 (福士修身会長)

ご異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

ただいまより議案審議に入ります。議案第28号を議題とします。事務局、議案朗読及び説明を求めます。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

本案は、農地の耕作を目的とする所有権の移転が5件です。

個別の内容につきましては、議案書の2ページに記載しておりますが、要約して説明させていただきます。

右から二つ目の欄の申請事由をご覧ください。申請事由は、譲渡人については、労力不足や新規就農者から取得の申し出があったためであり、譲受人については、経営規模の拡大や新規就農のためという理由となっております。

これらはいずれも、農地法第3条第2項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しており、その調査内容につきましては、お手元に配付している調査書のとおりであります。

それではご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(福士修身会長)

それでは、今回は、新規就農者が2名おりますので、申請者ご本人にお話を伺って行きたいと思いますが、議事の進行の都合上、先に所有権移転、申請番号61番、●●●●さんから、事情をお聞きの上、ご審議願います。

では、申請者である●●●●さんを入場させてください。

(●●●●氏 入場)

○議長(福士修身会長)

それでは、まず簡単に自己紹介と申請に至った理由等をお願いします。

○●●●●氏

青森市の浪館前田に住んでいます●●●●と申します。よろしく申し上げます。

申請に至った理由はコロナウイルスで勤めていた会社の給料が減ったことです。前から農業をやりたいと思っていたので、これを機に始めようかなと思って、去年の7月から●●さんのもとでミニトマト栽培の研修を始めました。

最初は祖父が使っていた農地を使ってミニトマトを栽培しようかと思っていたんですが、田んぼがメインだったので栽培に適してないのかなと思ひまして、土地を探して今回の申請ということになりました。よろしく申し上げます。

○議長(福士修身会長)

それでは、●●●●さん、これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞きしたいので、よろしく申し上げます。

質問・意見のある委員は述べてください。

○議長（福士修身会長）

はい、1番秋谷委員どうぞ。

○1番（秋谷進委員）

1番秋谷です。よろしくお願いします。●●さん、どうも今日はご苦勞様でございます。4点ほど伺います。

1点目、●●さんが研修先で研修しています●●●●さん、ミニトマトやっているようですが、この方どういう農業経営しているのか、ざっと概略で良いのでお知らせ願えればと思います。

2点目、ミニトマトをパイプハウスで栽培する計画ですが、パイプハウスの設置費、これ支出項目に見えているかどうか、お知らせ願いたい。

3点目、ミニトマトの支出項目で流通経費 128 万円位見っていますが、どういう中身なのか。もし、よければお知らせ願いたい。

4点目、アスパラをやるようですが露地かパイプハウスなのかお知らせ願えればと思います。以上です。よろしくお願いします。

○●●●●氏

すみません、最初なんておっしゃいましたか。

○1番（秋谷進委員）

研修先の●●さん、どういう方かご紹介頂ければと思います。

○●●●●氏

ミニトマトを作っています、ハウス 14 棟で作っています。

始めた時は肥料を結構やっていたらしいですけど、必要無い分は削って行って、それでもちゃんと生育するという事で、そういうやり方を自分も 1 年半位習ってやってきたんですけど、自分も新規就農する時は、まずはそのやり方から、最初はたくさん肥料を入れなくて、成育するのを見ながら出来るだけ少なくしながら、真似しながら習ったことだけ、最初はやりたいなと思っています。

ハウスの設置費は、これに入っていますね。新規就農の発展事業の方でハウス 3 棟分をこれに使おうかなと思っています。

流通経費は、一応農協に 100%出そうと考えていますので、段ボールだとかパックだとか、忙しい限りはパックで出して、追いつかなくなってきたらバラで出そうと思っていますが、全部パックで出す時の大体の経費です。

アスパラは、最初露地でやろうと思っているんですけど、ハウスが頂いたものもあって、新し

くないので何年か経って建替えとかなる時にまだ使えるようなら、ちょっとハウスでもやってみたいなという気持ちもあります。でも、基本露地でやろうと思っています。

○1 番（秋谷進委員）

パイプハウスは今現在どなたかのものを使おう、中古を使おうという事ですか。

○●●●●氏

別紙に書いてあるのは新しく建てるもので、それとは別に、知り合いから頂いたものがあるので、それをばらして、今建っている状態じゃないですけど、これから自分の土地に再利用して使っていこうかなと。

○1 番（秋谷進委員）

ではこれから作るという事ですか。

○●●●●氏

ハウスですよ。これから、土地の売買が完了したら建てていこうと考えています。

○1 番（秋谷進委員）

そうですね。ありがとうございます。

●●さん、農業経験がどれくらいあるかわかりませんが、これから技術的に非常に行き詰まる点が出てくると思います。そういう時は、遠慮なく農協なり、市の農業政策課なり、農業委員会なり、県の農業改良普及振興室かな、そういうところがあります。みんな無料ですので遠慮なく聞きに行って、大いに勉強して頑張ってください。うち方の農業委員会もプロばかりいますので、農業委員会に来て聞いて頂いても結構です。頑張ってください。

○●●●●氏

ありがとうございます。

○議 長（福士修身会長）

他に質問・意見ございませんか。

○議 長（福士修身会長）

はい、安部委員。

○2 番（安部浩一委員）

2 番安部です。ご苦労様です。園地で浪岡を選んだのはどういう理由でしょうか。

○●●●●氏

元々、自分の祖父が住んでいたのは浪岡の郷山前の地区で、今は住んではないんですけど、まだ倉庫とかあって、そこで選果とかできたらいいなと。小屋とか新しく建てなくても使えると思いました。そこに近いところで、畑を選んでトマトを作れないかという理由で、浪岡にしようと思っています。出荷は青森になると思うんですけど、住んでいるのは青森市内なので、帰る途中に寄って出せたらという考えでいます。

○2 番（安部浩一委員）

わかりました。

○議 長（福士修身会長）

他にございませんか。

はい、安田委員。

○18 番（安田昌樹委員）

18 番の安田です。●●さんどうもお久しぶりです。

全部、1 番の秋谷さんと 2 番のスペシャリストの方が質問してしまったので秋谷さんだけに報告します。●●というのは、20 年前に新規就農で県外から来た若手の、今はたぶんトップクラスのトマト農家生産者の人です。

あと、質問ありません。頑張ってください。

○●●●●氏

ありがとうございます。

○議 長（福士修身会長）

他に質問・意見ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議 長（福士修身会長）

ないようですので、それでは、●●●●さん、審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。

本日はお疲れさまでした。

(●●●●氏 退場)

○議長（福士修身会長）

続きまして、2 ページ目の所有権移転 申請番号 58 番、●●●さんは新規就農の方で、申請者ご本人がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうえ、ご審議願います。

○1 番（秋谷進委員）

この案件に入る前に、事務局に少し質問してもよろしいですか。

○議長（福士修身会長）

そうですね。では、秋谷委員どうぞ。

○1 番（秋谷進委員）

どうもすみません。今の案件に入る前に、私勉強不足でわからないので事務局の方に教えてもらいたい点が1点ございます。

まず、私の一般常識でいえば、結婚すれば夫婦どちらかの姓を名乗るとというのが一般的だと思います。夫婦別姓はまだ、法制化決まってないと思います。結婚して、どういう場合に姓名を別にすることができるのか、よろしければ教えてもらいたいと思います。よろしく願います。

○事務局

今の質問に対して説明させていただきます。

今回、申請されている●さんですけれども、婚姻している方ではありますが、国籍は日本国籍ではなく、韓国籍、外国人ということになります。外国人の方が結婚した場合、国際結婚という形になるわけですけれども、日本人同士が結婚するのとは別で、夫婦別姓ということになります。それは、外国人であると戸籍が作成されないという事になっておりまして、その関係で夫婦別姓とせざるを得ないという事になっています。

ただ、その後に外国人の方が名乗る通称を届け出る必要があり、通称としては夫婦同一の、今回いきますと、●さんと結婚しているので、●●を名乗る通称の届出がなされているようです。外国人の取扱いについては規定がありますので、その規定通りの取り扱いをされている方です。よろしいでしょうか。

○議長（福士修身会長）

よろしいですか。秋谷委員。

○1 番（秋谷進委員）

そうすれば、通称が●さんで。

○事務局

すみません。今回の申請書にある●●●さんが、あくまでも本名というか氏名になっておりまして、届け出ている通称が●●さんとなっているのが、今回の申請者になります。

○1 番（秋谷進委員）

そうすれば、取得した土地の名義はどなたになるんですか。

○事務局

それはあくまでも●さんのお名前になります。

○1 番（秋谷進委員）

通称じゃなくて。通称は●●さんだけど、●さんのお名前で農地を取得する形になるんですか。

○事務局

取得して登記されるということになるかと思います。

○1 番（秋谷進委員）

登記も名義人として。

○事務局

はい。

○1 番（秋谷委員）

はい、ありがとうございます。

○議 長（福士修身会長）

それでは、●●●さんは新規就農の方で、申請者ご本人がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうち、ご審議願います。

では、申請者である●●●さんを入場させてください。

（●●●氏 入場）

○議 長（福士修身会長）

それでは、まず簡単に自己紹介と申請に至った理由等をお願いします。

○●●●氏

こんにちは。私は、●●●●と申します。油川に住んでおります。

私の国籍は、韓国籍で日本の永住権を持っています。●●、隣が主人ですけれども結婚して約30年くらいです。私は元々、農家の娘です。結婚して日本に来て、青森に住んでおります。元々農家の娘だったので、農業にはとても親しみを持っています。

青森に住み始めて27年くらいになりますけれども、青森の豊かな自然に憧れました。とても空気がきれいで景色もきれいで、豊かな自然の中でたくさんの恵みを見せます。

その中で農業にもとても興味を持ちまして、仕事も青森でボランティアをやっておりますし、カルチャーセンターで講師をしたりしております。その中で韓国の漬物を作ったりしております。お米もたくさん使ったりしますので、米にも興味を持ちまして、今回、主人が退職するとともに、一緒にこういう事をしたいという事で決めたことです。以上です。

○議 長（福士修身会長）

それでは、●●●さん、これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞きしたいので、よろしくをお願いします。

質問・意見のある委員は述べてください。

○議 長（福士修身会長）

はい、安部委員。

○2 番（安部浩一委員）

2番安部です。質問ですけど、農機具の賃貸ですよね。売り主の●●●●さんから全部お借りするような形になっていると思うんですけど、以前、●●●●さんから土地を購入した方も、同じく●●●●さんから機械を借りて耕作しているみたいで、●●●●さん自体も60町歩近くの農地を耕作しているんですよね。その中で、果たして●●●●さんに機械を貸していただけるのか不安だし、確か●●●●さんの使っている機械って大型機械で、初心者には取り扱いが難しいんじゃないかと思うんですよ。稲作の場合は集中するわけですから、もしかしたら借りるんじゃなくて作業受委託みたいな形なのかなと思うんですけど、その辺はどうなんですか。

○●●●氏

機械の事は私もよくわからないんですけども、運転免許があるので教えますよと。実際購入するのはやった事もないので、私もそこまでは出来ないという事で、お借りしながら、使い方も覚えて行きたいと思います。

○2 番（安部浩一委員）

ということは、機械を借りながら、指導して頂きながらやっていくという事ですか。

○●●●氏

はい。

○2 番（安部浩一委員）

仮にですよ、私の知っている範囲で申し訳ないんですけど、私は●●●●さんとは違って面積少ないですけど、農機具はトラクター3台、田植え機2台、これでもギリギリでやっているんですよ。暇がないくらい。それを新たに貸し出ししてやれるのかな。まして指導するとなれば1日がかかりますよね。5年後の計画を見ても、将来農業やりたいと言っているわりには農機具を買うような計画にはなっていないので、将来的には小さい農機具を買うとか面積に見合ったものを買うとか計画も考えてらっしゃるのでしょうか。

○●●●氏

将来的には今のところは、始めて1年というか、スタート段階なので、最初はお借りして使い方も教えて頂きながら、1年毎に体験しながら経験を積んで、将来機械のことも考えることが出来ると思います。

○2 番（安部浩一委員）

そうすれば、あぜぬりすべての一貫した作業は、全て売り主である●●●さんから借りてやるという事ですか。

○●●●氏

機械の事ですか。

○2 番（安部浩一委員）

やるのは草刈りとか、水管理とか、そういう類って事で受け止めてよろしいでしょうか。

○●●●氏

はい。

○2 番（安部浩一委員）

わかりました。

○議 長（福士修身会長）

他に質問・意見ございませんか。

○各委員
(意見なし)

○議長(福士修身会長)

ないようですので、それでは、●●●さん、審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。

本日はお疲れさまでした。

(●●●氏 退場)

○議長(福士修身会長)

これより、本案について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○議長(福士修身会長)

はい、澤田委員。

○9番(澤田今日一委員)

9番の澤田です。

今、安部さんからも質問あったんですけど、借りてやると。じゃあ、貸主にどれだけ余裕があるのかというのも表記してもらおうというのはどうですか。

例えば、コンバイン1台しかないのに貸し出しますってのは出来ないでしょ。トラクターも1台なんかでは貸し出し出来ない訳ですよ。貸し出しする人は、例えばトラクター5台所有しているとか、コンバイン3台所有しているとか説明なり、そういうのがあればいいんじゃないですか。

今の安部さんと同じく、みんなわからないですよ。全部これでいいんですか。作業受委託じゃないんですかってなっちゃうので、本人じゃなく、貸す人の機械の状況を報告するなり、載せるなりしたらわかりやすいんじゃないですか。

○議長(福士修身会長)

事務局と相談して、これからどういうふうな申請書を作るのか、改めて審議したいと思いますので、よろしくお願いします。

本案についてご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、許可することに決定します。

次に、議案第29号を議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

本案は、自己所有農地の転用である農地法第4条許可申請が1件です。

それでは、今回の転用案件について、「転用案件説明」に基づき、ご説明させていただきます。申請の場所については、事前に送付しております「案内略図」でご確認願います。

右上に議案第29号、関係資料と記載している資料をご覧ください。

申請番号は1番、申請地、申請人、転用目的は記載のとおりです。

申請概要については、2ページ目以降に申請関連資料を添付しております。

資料をめくっていただいて、裏面2ページ目が許可申請書、3ページが位置図、4ページが法務局の地図、5ページ目が土地利用計画図、6ページが土地の登記簿となっております。

5ページ目の土地利用計画図をご覧いただきたいのですが、今回の農地は面積が463㎡と大きいことから、住宅を建築するにあたり、県の建ぺい率基準である20%以上をクリアする必要があるため、宅地にするのは図を横にして見た場合の左側部分となり、右側は畑として残地予定となっております。分筆を行うのは許可後となりますが、これは所有権移転を伴わない自己所有地の農地転用であるため、このような取り扱いが出来るものであります。

それでは1ページ目に戻っていただいて、許可基準からみた本案件の判断について説明します。

まず、立地基準については、申出地は甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれにもあたらないその他の農地と判断されます。具体的には、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で、当該農地は過去にえだまめが作付けされていたが、収量は平均値以下であったとのことから、このような判断をしたものです。

今回の一般住宅の建築は、不許可例外事由である「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という基準があり、今回は、滝沢字住吉の集落に接続して設置されるもので、この事由に該当するものと判断されます。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目及び建物の規模等につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えております。

それでは、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（福士修身会長）

これより、本案について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

無いようですので、本案について、許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、そのように決定します。

次に、議案第30号を議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

本案は、農地転用を目的とする農地法第5条の許可申請が2件となっております。

それでは、今回の転用案件について、「転用案件説明」に基づき、ご説明させていただきます。申請の場所については、事前に送付しております「案内略図」でご確認願います。

それでは、右上に議案第30号、関係資料①と記載している資料をご覧ください。

申請番号8番、申請地は1筆、譲受人、譲渡人、及び転用目的は記載のとおりです。

申請概要については、2ページ目以降に関連資料を添付しております。

資料をめくっていただいて、裏面2ページ目が許可申請書、3ページ目が位置図、4ページが法務局の地図、5ページ目が土地利用計画図、6ページから7ページが土地の登記簿、8ページが開発行為の許可申請書となります。

それでは1ページ目に戻っていただいて、許可基準からみた本案件の判断について説明します。まず、立地基準については、申請地は、「市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域」に近接する農地で、宅地化の状況からみて、住宅等が連たんしている区域に近接する農地で、その規模が10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しております。

今回の一般住宅の建築は、不許可の例外事由である「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域

において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という基準で、横内字亀井の集落に接続して設置されるもので、この事由に該当するものと判断されます。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおおり、①から⑦までの項目及び建物の規模等につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えております。

続いて、右上に議案第30号、関係資料②と記載している資料をご覧ください。

申請番号9番、申請地は1筆、譲受人、譲渡人、及び転用目的は記載のとおりです。

申請概要については、2ページ目以降に関連資料を添付しております。

資料をめくっていただいて、裏面2ページ目が許可申請書、3ページ目が位置図、4ページが法務局の地図、5ページ目が土地利用計画図、6ページが農地転用計画書で、土地の選定理由及び近隣の農作物に被害を及ぼす恐れは無いかなどが記載されています。続いて、7ページが土地の登記簿で、8ページが電気工事業者登録証となっております。

それでは1ページ目に戻っていただいて、許可基準からみた本案件の判断について説明します。

まず1点目、立地基準については、水管、下水管が埋設されている県道の沿道にあり、かつ、おおむね500m以内に、国立病院機構青森病院及び認定こども園のざわ子ども園などの2つ以上の教育・医療施設が存する区域にある農地であるため、原則許可となる第3種農地と判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

それではご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（福士修身会長）

これより、本案について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

無いようですので、本案について、許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、そのように決定します。

○議長（福士修身会長）

次に、議案第 31 号及び 32 号は関連がありますので一括審議の議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

本案の農用地利用集積計画（案）は、所有権移転が 7 件、利用権設定が 9 件の合計 16 件であります。

個別の内容につきましては、所有権移転の案が 5 ページから 6 ページ、利用権設定の案が 7 ページから 11 ページに記載しております。

なお、議案第 32 号は、青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項により、当該農用地利用集積計画案決定後の、農地中間管理機構からの転貸予定内容に対する意見も求められています。

これら農用地利用集積計画（案）につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号を満たしていると判断しております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（福士修身会長）

これより、5 ページの申請番号 26 番の審議を行うにあたり、一戸昭憲委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

（一戸昭憲委員 退席）

○議長（福士修身会長）

これより、当該申請について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員
(異議なし)

○議長(福士修身会長)
ご異議なしと認め、そのように決定します。
一戸昭憲委員を入場させてください。

(一戸昭憲委員 入場)

○議長(福士修身会長)
続いて、9ページの申請番号42番の審議を行うにあたり、安部浩一委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

(安部浩一委員 退席)

○議長(福士修身会長)
これより、当該申請について審議を行います。
質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員
(意見なし)

○議長(福士修身会長)
当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員
(異議なし)

○議長(福士修身会長)
ご異議なしと認め、そのように決定します。
安部浩一委員を入場させてください。

(安部浩一委員 入場)

○議長(福士修身会長)
これより、議事参与制限があった申請番号を除く本案について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員
(意見なし)

○議長(福士修身会長)
それでは、議事参与制限があった申請番号を除く本案について、当該計画等のとおり決定することにご異議ございませんか。

○各委員
(異議なし)

○議長(福士修身会長)
ご異議なしと認め、当該計画等は決定といたします。

○議長(福士修身会長)
次に、報告第16号を議題とします。
事務局説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局
本案は、青森地区市街化区域内農地の自己所有農地の転用届出が2件となっており、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

○議長(福士修身会長)
事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員
(了承)

○議長(福士修身会長)
次に、報告第17号を議題とします。
事務局説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局

本案は、青森地区市街化区域内農地の所有権移転等を目的とした転用届出が8件となっており、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

○議長（福士修身会長）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（福士修身会長）

次に、報告第18号を議題とします。

事務局説明願います。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

本案は、農地の賃貸借契約の合意による無条件解約が4件となっております。

○議長（福士修身会長）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（福士修身会長）

次に、報告第19号を議題とします。

事務局説明願います。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

「青森市農業委員会非農地証明事務処理規定」に基づく非農地証明で3件です。

なお、非農地証明については、同規定により交付済です。

○議 長（福士修身会長）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議 長（福士修身会長）

続いてその他に移りますが、皆様から何かございますか。

○各委員

（特になし）

○事務局

（タブレット端末導入について）

（活動記録簿の提出等について）

（令和4年度青森県農業委員会大会への出席について）

（労賃のアンケートの提出について）

（次回の月例総会は10月11日（火）午後1時から、場所は柳川庁舎大会議室で開催予定の連絡）

○議 長（福士修身会長）

これを持ちまして、令和4年度第6回青森市農業委員会月例総会を閉会いたします。